

建築動態統計調査に関する解釈

項	目	解	釈
---	---	---	---

一 一般的事項

- | | |
|--|---|
| (一) 建築着工統計調査票の取扱いについては、秘密を守らなければならない理由 | 建築着工統計調査票は、建築基準法第15条第1項に基づき建築主から届けられた「建築工事届」から必要事項を転記する方法により作成されます。建築着工統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき「基幹統計」として指定され、調査事項が承認されているので、当然のことながら統計法第3条、第41条、第43条（守秘義務）の適用を受けることになります。なお、調査票に記入された調査事項に関して知り得た秘密を漏らした場合は、罰則の適用があります。 |
| (二) 統計法に基づく報告の義務、立入検査等及び罰則について | 建築着工統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、都道府県知事は報告する義務を負っているとともに、調査対象者はこれを拒み、又は虚偽の報告をしてはなりません（統計法第13条）。また、国土交通大臣は、正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、その報告に関し資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます（統計法第15条）。
なお、これらに違反し、報告を拒み、虚偽の報告等を行った場合、又は検査や質問を拒んだ場合には、罰則が課されます（統計法第61条）。 |

二 建築工事届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十号様式）の記入について

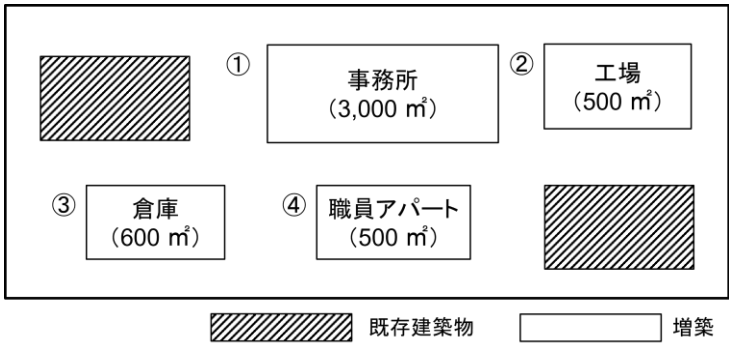
- | | |
|-------------------|--|
| (一) 建築工事届の提出について | 建築基準法第15条第1項の規定は、10平方メートルを超える建築物を建築する場合は届出を義務づけております。 <u>10平方メートル以下の工事については届出の必要はなく、建築着工統計調査票への記入も必要ありません。</u> |
| (二) 確認番号及び年月日欄の記入 | 建築物の建築等に関する確認を受けた建築物の場合にのみ確認通知書に記入されてある確認番号及び年月日を転記します。 |

	しかし、建築基準法第18条第2項の通知に関する場合もこの欄へ適合通知の番号及び年月日を転記して下さい。
(三) 工事届受理番号の記入	工事届を受理した順序に従って、工事届欄外に一連番号を付すること。
(四) 第三面2欄の記入	建築物の全部あるいは一部を除却して引続いて同敷地内に建築の工事をしようとする場合の除却については、建築工事届第三面2欄に記入し、建築物除却届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十一号様式）は提出しないで下さい。
(五) 「移転」の建築工事届が出てきた場合、建築着工統計調査票の作成は必要か	移転については、着工統計調査票は作成する必要はありません。
(六) 建築確認申請を必要とする建築物の建築工事届の処理方法及び無申請建築物の取り扱いについて	建築基準法第6条の建築確認申請を必要とする建築物で確認済みとなった場合は、建築基準法第15条第1項に基づく建築工事届が提出され、統計が作成されることとなりますが、無申請建築物が発見された場合、確認関係の行政措置とは別に速やかに建築工事届を提出させて下さい。なお、確認を要しない建築物で無届の違反があった場合でも前記と同様発見次第、速やかに建築工事届を提出させて下さい。
(七) 複数建築物（棟）を建築する場合の記入方法	各建築物（棟）別に用途及び構造を記入する。ただし、建築工事届のうち棟の記載欄は第二面にあり、その面には3棟の記載欄しかありませんので、4棟以上の建築物を建築する場合は、第二面を複数枚に記入することになります。
(八) 工事費予定額の記入方法	工事費予定額欄には建築工事費と設備工事費とを合わせた予定額を記入して下さい。なお、建築工事費の中には、建築のため必要な整地に要した費用は含みますが、<u>土地や借地権を買入する費用あるいは、敷地造成に要した費用は含みません。</u> また、自己所有の材料を使用して建物を増築するような場合はそれを時価評価し建築工事費とします。
(九) 階数	屋上に機械室等がある場合、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入するか否か判断してください。階数に算入しない場合、当該部分の床面積は、工事部分の床面積の合計に算入しません。

三 建築着工統計調査について

- | | |
|---|--|
| (一) 届出後に工事届の内容に変更が生じた場合の処理 | その月のうちに変更になったものは、建築着工統計調査票を訂正する。翌月以降（建築着工統計調査票は送付済）のときは、変更前のままとします。 |
| (二) 既存の建築物を用途変更する場合の調査票の作成について | 既存の建築物の用途を変更する場合（例 住宅を店舗にする等床面積の増減のない内装工事）は調査の対象になりません。 |
| (三) <u>寮、合宿所又は寄宿舎等の建築物内に管理人等の住宅がある場合の記入</u> | <u>この場合の建築物欄の用途分類は、主要用途「02」とします。住宅欄には戸数1戸、住宅の種類は「専用住宅」で一戸建、床面積の合計は住宅部分のみ記入します。</u> |
| (四) <u>公営住宅の建築主と住宅の利用関係について</u> | <u>公営住宅とは、「公営住宅法第2条第2項及び住宅地区改良法第2条第6項」に規定されている住宅をいいます。</u>
なお、 <u>建築主は地方公共団体に限られます。利用関係は貸家のみです。</u> |
| (五) 渡り廊下等で2棟以上の建築物が結合している場合 | それぞれ別棟と考え、渡り廊下等の床面積の合計は折半してそれぞれの建築物の床面積に加えます。 |
| (六) 利用関係の「持家」について | <u>本調査での利用関係は、住宅の利用(使用)者を指しております。したがって建築主の種別が個人以外の場合は、持家になりません。</u> |
| (七) 併用住宅について | 併用住宅とは、生活上必要な居住部分と業務部分が結合している住宅のことをいいます。 |
| (八) 既存の建築物のある敷地内に数棟の建築物を増築する場合の用途分類 | 建築物の用途を判定する場合、「建築物用途分類」の「第一章 第4項 2建築物の用途の決定方法」に定められてあるとおりに判定して下さい。

(例) 自動車製造会社の構内に数棟建築物を増築する場合。 |



(8) 工事種別	(9) 建築物の 用途分類 (主要 用途)	(9—2) 建築物 の用途分類 (用途 区分)	
2	32	08470	←事務所
2	32	08340	←工 場
2	32	08520	←倉 庫
2	01	08030	←アパート

- 1 居住専用、居住産業併用、産業用の三大別して下さい。
- 2 三大別について主要用途、用途区分の順に判定して下さい。

- (九) 既存の建築物のある敷地内に住宅を新たに建築する場合 既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事ですので、建築物の工事種別は「増築」、住宅の工事別は「新設」となります。
- (十) 居住専用住宅の附属建築物の記入について 居住専用住宅附属建築物を建築するときに、工事種別は住宅と同時に建築する場合は「新築」と、既存の住宅のある敷地内に建築する場合は「増築」とし、住宅の工事種別は「その他」としてください。また、住宅の戸数欄は空欄として下さい。
- (十一) 工事費予定額及び工事実施額の算出について 土地や借地権を買受けるために要した費用や敷地造成（山を切り開くとか、低地を埋めるとか）の費用は含まれないが、整地に要した費用を含みます。なお、庭園を造る費用等は含みませんが、建築設備工事費は（他の請負業者が設備工事を請負う場合も）必ず含めて記入して下さい。

四 建築物除却届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十一号様式）の記入について

- (一) 除却届の作成 建築物除却届は主要用途及び構造別に届出を作成して

	下さい。
(二) 改築等引き続き建築物を建築する場合の届出	既存の建築物を全部あるいは一部を除却し、引き続き建築物を建築する場合、その <u>除却部分が10平方メートルを超える場合は届出が必要です。</u> この場合、建築物除却届ではなく、建築工事届の第三面に記入して下さい。
(三) 用途の分類	「建築物用途分類」の大分類によって分類します。なお、除却しようとするとき、建築物を使用していなかったときの分類は、使用していたときの分類によります。
(四) 除却の床面積	除却された部分の床面積の合計を記入して下さい。（ <u>除却部分の床面積の合計が10㎡以内の場合は、届出の必要はありません。</u> ）
(五) 除却の原因	除却原因は、建築物を除却する時点の原因を記入します。
(六) 戸数	戸数欄は用途が居住用の場合のみ除却された住宅の戸数を記入します。また、 <u>住宅一戸全部でなく、その一部が除却され、除却されなかった部分が戸として機能するときは戸数欄を「0」と記入して下さい。</u>

五 建築物災害報告書の記入について

(一) 受付年月日番号欄の記入について	都道府県の建築主管課にて市区町村より報告を受理したときの年月日及びこの報告書のみの一連番号を記入して下さい。
(二) 風水害があったとき全壊と全流失を生じたときの記入	全壊及び全流失を加算して記入して下さい。（半焼、半壊、半流失についても同様の解釈によります。）
(三) 実地調査による被害数と固定資産台帳等による照会	災害が生じたとき、正確を期すため原則として実地調査による被害数と固定資産台帳又は家屋台帳による照会等をして下さい。
(四) 建築物の用途の項中の建築物の数及び住宅の戸数の記入	居住の項の建築物の数及び住宅の戸数の欄については、上段に建築物の棟数、下段に住宅の戸数を構造別に記入して下さい。居住の項以外の建築物の用途の項については、建築物の棟数を記入して下さい。
(五) 被害区分の判定方法	被害区分は、被害の程度をもとに判定し、判定が困難な場合は「被害の割合」によって判定して下さい。
(六) 火災の際に延焼防止の目的で破壊した場合の災害種別について	延焼防止のために破壊した場合は除却ではなく災害として処理します。

六 建築物災害統計調査について

- | | |
|-------------------------|---|
| (一) 災害種別欄中の「震災その他」の欄の記入 | 火災、風水災以外の災害、例えば震災、爆発又は地すべりがあった場合、この欄を使用します。 |
| (二) 住宅の戸数について | 半焼の場合、戸としての機能を失った戸数、すなわち、 <u>半分残ってはいるが住宅として世帯が居住するに耐えなくなった場合は戸数を記入します。半焼等で、残り半分で世帯が居住することができるものは戸数の減少として算定しません。したがって戸数欄へは「0」と記入して下さい。</u> |
| (三) その他 | 災害がその月に皆無のときは、調査票を作成する必要はありませんが、 <u>目録に「災害なし」と記入し報告して下さい。</u> |